

駅通情報

第3号

時 評

○ 毎日テレビで、御存知天野祐吉氏が次のようなことを言っていた。「四国松山に「よもだ」という方言がある。その意味は、物言を真正面から見ずに斜から見るといわれる。やじ馬精神から生まれた言葉であろう。松山が俳諧の盛んなことも頷ける。私の大好きな言葉の一つだ」というのである。

私も、松山がなぜ俳句が盛んであるのか以前から不審に思っていたので、これで納得した。

○ 一〇月下旬、私は旧中山道を足で歩いてきた。なぜ、今更この街道を選んだのか。その一つは、街道から若干入り込んだ地域に安曇野があり、この地域には一〇数か所にわたって道祖神が点在するほか、昔の風情を色濃く残していること。もう一つは、木曾路で、ここは地元の人達によって宿駅に関する史料が残されていて、北海道の宿駅(駅通)の研究上参考になる点が多いのであろうと思ったことからである。実際には私が最初考えたほどの史料等は残っていなかったが、山路は、江戸時代にタイムスリップしたような自然そのもの

であり、急坂を歩く疲労も消し飛んだ。詳しくは次号を待たれたい。

目 次

一、時 評	1
二、駅通制度の探求 特殊な形態の駅通を探る	1
三、「気象風土記・旭川」忠別太駅通 実は、上川郡農試からの借上建物	4
四、資料ご惠贈お礼	4

駅通制度の探求

特殊な形態の駅通を探る (3)

一 女性取扱人の任用 (二) 一

前号では、明治年代において女性取扱人が就任した駅通を取り上げたが、本号においては引続いて大正・昭和年代において女性取扱人が任用された駅通を取り上げた。

2、大正・昭和年代に開設されたもの

駅通所	住所	開設年月	廃止年月	女性取扱人在職年月		女性取扱人	備考
				任用年月	退職年月		
清水沢	河東郡	T二・二二	S一一・三			② 武田ノゴ	会報四号によると、S八・九、S一〇・一二の二回名前が出てくる。
奥越ノ上	紋別郡	T一三・二	S二〇・六			⑤ 松崎国子	
下トマム	勇払郡	T一四・五	S二二・三			② 十塚トモ	
登延頓	虻田郡	S一二・二二	S二〇・二	S二二・二二	S二〇・二	③ 菊池ミツエ	会報五号によると開設時以降任用の記録がある。

3、男女の別が明かでないもの

佐理太(管)	砂流郡	T二・一〇	T二三・二二			② 阪口キハ	
--------	-----	-------	--------	--	--	--------	--

計一八か所(二〇名)

注1、多度志の取扱人鶴田好は、女性であることは確かであるが、多度志町史によるとこの者は、鶴田寅吉の長女「女子」とある。「女子」と読むのであれば「好」と同一読み方となり、同一人物となる。

注2、佐理太(Ⅲ)(一編廃止し、再設置のもの)の取扱人阪口キハは、駅通協会会報第一号によると、阪口喜八とある。これが正当であるとする男性であるのかも知れない。

◎ 總 括

以上、明治時代以降について調査した。その結果を解析すると次のとおりである。

(一)、明治年代以降任用した女性取扱人の合計は一七か所一人となる(佐理太(Ⅱ)の阪口喜八は、男性と断定し除外した)。

(二)、「前号1」一覧表(明治年代設置)の一四か所一六人のうち、明治三八年改定駅通所規程に抵触しないと認め

られる駅選所は「多度志・ボロス・入里節・金山・雷電・頓別原野(近藤くわ)」の六か所六人である。

(三)、次に、向利藤(明治二十三年一月二日開設)については今井ジムとのみあるが、遺族の方に確かめたところ、「初代今井佐吉、二代今井伊勢治(大正二年一月一日初代取替人死亡による任用)三代今井ジムは大正十一年一月六日二代取替人、夫死亡による相続」であり、合法任用であることが判明した。

(四)、次に、雄踏(明治二十八年六月開設)の中村サトは、開設と同時に任用とあるが、資料の出所が正確なものであるとすると、規程改定以前の任用となる。従って、相続による任用の条文中に抵触することになる。恐らく、それ以前に親族の就任があつて、相続による任用と認められるが、この点、今後の調査に待たざるを得ない。

(五)、また、「常呂(Ⅱ)・蓬岩・片無去・来馬(Ⅰ)」の四か所五人については、いずれも採用年月不詳であるが、(一)、来馬の弓田ハンについては、改正規程制定直前の任用で、かつ、ハンは二代目の任用であるから、適法に採用されたものであろう。

(六)、残る常呂(Ⅱ)・蓬岩・片無去・頓別原野(近藤ユキエ)の四か所四人については、結局のところ解明に至らなかった。

四か所すべてが改定規程制定後の任用であるが、個々に試してみると、下トナム・奥滝ノ上・清水沢の三か所については、任用年月が不詳であるが、相続によるものであることが明かで、適法の引継ぎと認められる。

なお、問題は登録項である。菊池ミツエは、駅選の存置期間中一代限りの取替人であり、このとおりとすると、相続による任用とは認められず、規程に抵触することになる。この点、駅選開設時に問題があつたのではない。例えば、当初ミツエの親族が取替人を申請したが、正式の任命直前に死亡したので、その相続人であるミツエがこれに代つて任命されたことが考えられる。

(七)、廣瀬について、初代取替人(男性)と同姓であることからみて、相続による引継任用と認められるが、改正規程制定以前に、既に駅選所が廃止されていて、規程上あり得ないものである。そこに何らかの経緯があるものと認められるが解明に至らなかった。

(八)、佐増太(Ⅱ)の飯口キハについては、前述のとおり高八が正当のものと認められるので、本調査から除外した。以上のとおり、未解明の箇所が多いが、今後資料の発掘によって解明を図って行きたい。皆さん方で、もし、関連する資料をお持ちの方は御教示願いたい。

(六)、次に、「大正・昭和年代開設」のものについてみると、

「気象風土記・旭川」

忠別太駅通・実は

上川郡農試からの借上建物

通日、南富良野町の滝川忠氏から、「気象風土記・旭川」なる史料を戴いた。滝川氏は、私が、「北海道宿駅（駅通）制の研究」上巻、発刊以来の読者であり支援者でもある。

その史料によると、旭川市指定文化財「忠別太駅通第一美英舎」の建物は、明治一九（一八八六）年に、高瀬利宣が上川郡農事試験場として建築し、その一部を測候所事務所として使用していたが、明治二二年八月に至り、忠別太駅通として借用されたものであると記述されている。

その駅舎には、観舎が併設され、台所には釣籠井戸、かまどが二つあった。その後、測候所は明治二三年、新庁舎に移転したという。

これを読んで私は、初代上川支庁長林國三の書いた北海道誌料を思いだし、右、事実を確かめてみた。それによると、「明治十九年、農事試験場ヲ設ケタリシモ翌年ニ至リ一旦中止シ其成蹟僅カナラス……事務所ハ西ニ面シ總建坪四十餘坪別ニ板倉物置等アリ所内ヲ數区ニ画シ客室アリ署員止宿所アリ浴室アリ又西北隅ノ一室ヲ上川測候所トス……高瀬氏（筆者注・利宣）ニ聞ク往昔此地ハ山田文右エ門ノ支配スル所ニシテ番屋アリ」と

記載されている。以上のとおり、農事試験場として建設し、その後、一部を測候所として使用していたことは、気象風土記に記述されているとおりであるが、駅通に貸与していたことには触れていない。北海道誌料は、一、〇〇〇ページに及ぶ大冊であるので、あるいは私の見落しであるかも知れない。気象風土記の駅通への貸与に関する史料の出所は明かにならなかった。

◎ 資料ご懇請お礼

- | | |
|------------|--------|
| 一、気象風土記・旭川 | 滝川 忠氏 |
| 二、調査駅通所一覧 | 関川 修司氏 |
| 三、御用金箱「覚」 | 田中 実氏 |
| 四、太田駅通所史料 | 桜井 西郎氏 |
| 五、依呂岡駅通他史料 | 谷口 重雄氏 |

◎ 今回、宿駅駅通制の研究に功績があったとして、読売新聞「北のくらし大賞奨励賞」に受賞が決定した。詳細は次号で。

発行年月日 平成八年十二月十五日

頒 布 無 料

発 行 者 〇〇五 札幌市南区川沿四条五丁目

三ノ一

史学研究会 宇 川 隆 蔵